

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第47号

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他必要な措置を定めることにより、歴史的な町並みの保存を図り、もって本市の文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。
- (3) 伝統的建造物 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築

物その他の工作物をいう。

(4) 建造物 伝統的建造物及び保存地区内における伝統的建造物以外の建築物その他の工作物をいう。

(5) 環境物件 保存地区内における伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件をいう。

(保存計画)

第3条 教育委員会は、市長が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき都市計画に保存地区を定めたときは、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に係る基本計画に関する事項

(2) 伝統的建造物及び環境物件の決定に関する事項

(3) 建造物の保存整備計画に関する事項

(4) 建造物及び環境物件に係る助成措置に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 教育委員会は、保存計画を変更しようとするときは、あらかじめ、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かななければならない。

5 第3項の規定は、保存計画の変更について準用する。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建造物の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石の類の採取

- (6) 水面の埋立て又は干拓
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、保存地区の保存に影響を及ぼすおそれがある行為で市長及び教育委員会が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を受けることを要しない。
- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (2) 次に掲げる建造物（建築物以外の工作物に限る。以下この号において同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却
 - ア 仮設の建造物
 - イ 水道管、下水道管その他これらに類する建造物で地下に設けるもの
 - (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等の防除のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
 - (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (5) 愛知県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
 - (6) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建造物（第2号アに掲げるものを除く。）の新築、増築、改築、移転又は除却
 - イ 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ウ 宅地の造成又は土地の開墾
 - エ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- 3 市長及び教育委員会は、第1項の規定による許可をするに当たっては、保存地区の保存のために必要な限度において、条件を付することができる。
- （許可の基準）

第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基

準（市長にあっては、第8号に定める基準）に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における移築を含む。以下この号及び第5号において同じ。）については、移転後の当該伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建造物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 伝統的建造物以外の建造物の移転については、移転後の当該建造物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 伝統的建造物以外の建造物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（国の機関等が行う行為に関する特例）

第6条 国又は地方公共団体の機関（法令の規定により国、国の行政機関又は地方公共団体とみなされた法人を含む。以下「国の機関等」という。）が行

う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等がその行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

(適用除外)

第7条 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第6項各号に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則及び教育委員会規則で定めるものについては、第4条第1項の許可を受け、又は前条の協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定による許可の取消し又は命令をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。

(経費の補助等)

第9条 市長は、建造物及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自らその保存のため適当な措置を行い、又は当該建造物及び当該環境物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会)

第10条 教育委員会の附属機関として、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長及び教育委員会に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

5 委員は、関係地域を代表する者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 臨時委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、調査審議事項を明示して教育委員会が委嘱する。

9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

（罰則）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第8条第1項の規定による命令に違反した者

（両罰規定）

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第12条及び第13条の規定は、都市計画法第2章の規定により行う伝統的建造物群保存地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。